

# 国土ニュース

第 265 号 令和 6 年 11 月 1 日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26 SKビル 4 階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue.co.jp>

編集責任者：上甲 覚

## 総則 6 項適用されず

贈与税や相続税を計算する際、個々の財産の評価（時価算定）をする必要がありますが、原則として国税庁が使用しているマニュアル「財産評価基本通達」に基づき評価しています。

しかし、これらの評価通達に定める評価方法により評価した場合でも、当該通達によって求められた評価額が、客観的交換価値として「著しく不相当」とであると認められる場合に適用される通称「総則 6 項」というものがあります。この総則 6 項を適用する場合には、下記の要件が必要です。

1. 評価対象財産について、評価通達に定めがあること
2. 1. の定めによって評価することが著しく不相当であること
3. 国税庁長官の指示があること
4. 評価通達以外の合理的な評価方法が存在すること

以前、この総則 6 項の適用の是非を巡って裁判になっていたのは、2022 年 4 月に最高裁で判決が確定した、いわゆる「タワマン節税」です。

この裁判は、相続開始前に金融機関からの多額の借入れにより不動産を購入することで相続税の節税をするというものでしたが、結局地裁・高裁、最高裁と全てで納税者側が敗訴となりました（この事件は、以前国土ニュースでも詳しく報じました）。

結果的には「伝家の宝刀」とも言われる総則 6 項の適用が認められる形となり、その後のルール改正（2024 年 1 月 1 日以降の贈与・相続に適用）によって、ほとんどのマンションの評価額が引き上げられてしまい、相続対策の花形だった「タワマン節税」は、以前ほど有効な相続対策ではなくなりました。

この総則 6 項の適用が初めて認められなかったのが、8 月 28 日の東京高裁（梅本圭一郎裁判長）の判決です。「東北薬局事件」とも言われる相続税更正処分取消請求事件の概要は下記です。

宮城県仙台市を中心に、東北地方を地盤とする薬局チェーン店のオーナーが、生前に M&A で会社を他社に譲渡しようと基本合意を締結したものの、実際に譲渡する前にオーナーに相続が発生する。

その後、相続人（被相続人の配偶者）が交渉を引き継ぎ、故人が生前締結していた基本合意書通りの価格（1 株当たり約 10 万円）で会社を譲渡した。しかし、相続人は相続税の納

税をする際、基本合意での価格約 10 万円ではなく、通達に基づき評価（当社が通達上の大会社に該当するため「類似業種比準価額」を採用）した 1 株約 8 千円で申告。

これに対し国税が総則 6 項を適用させ、国税側で依頼し鑑定した評価額 1 株あたり約 8 万円にて更生処分を行ったことについて相続人側が東京地裁に提訴したもの。（時系列等については下記図表参照 出典：日本経済新聞）

最高裁令和 4 年判決（タワマン節税裁判）では、「特段の事情がある場合には、課税庁の通達を上回る価額による課税が「平等原則」に違反しないことが示されましたが、どのような場

非上場株への相続税課税を巡る経緯	
2014年 1月16日	東北地方の非上場企業の代表者が、他社との間で自社株式の売却などのための秘密保持契約を締結
2月28日	代表者がみずほ銀行とアドバイス契約
5月29日	代表者が他社と売却協議の基本合意を締結
6月11日	代表者死去（その後、妻が引き継ぐ）
7月14日	株式を売却
2015年 2月27日	代表者の相続人側が、国税庁の通達に基づいて相続税を申告
2018年 8月7日	国税当局が「総則 6 項」を適用し更正処分。約 4 億円の追加納税を求める
2021年 1月26日	相続人側が課税処分を不服として東京地裁に提訴
2024年 1月18日	東京地裁判決、納税者側勝訴
8月28日	東京高裁判決、納税者側勝訴
9月中旬	判決が確定

（注）地裁、高裁判決をもとに作成

合が特段の事情にあたるのかについて、具体的な指標は示されませんでした。そのため本案件においても、相対取引による評価と通達上の評価の乖離が総則 6 項の適用要件である特段の事情に当たるのか否かについて、また、非上場株式を総則 6 項の適用によって評価することの適否について争点となりました。

判決では、一審の東京地裁で更生処分の取消判決を不服とする国側の主張を改めて退けたものとなりました。その後国側は 9 月 12 日までの上告を断念、国側の敗訴が確定しました。

タワマン節税の判決とは真逆の判決となりましたが、本案件では、タワマン節税の場合と異なり、生前に被相続人に相続税を節税する意図はなく、市場原理に基づき、当社の非上場株式を第三者へ売却するために相対取引としての評価（しかも基本合意ではまだ取引が終了していない）が出た時点で相続発生となりました。相続人も、生前に先代が M&A をしている時点で株式を引き継ぐつもりはなく、被相続人の意思に基づき、株式を売却する流れも自然であり、相続時売却が未定（M&A が不調に終わる可能性も十分にある）の株式を通達上の評価で申告する事は社会通念上、売却租税回避行為には当たらないですよ、という見方で良いのではないのでしょうか。

M&A の場合、実務的に「1 円譲渡」と言われる株式の売却価格になる場合もありますが、もし同じ状況で基本合意後に相続が発生したとして、仮に 1 株 1 円で申告したら、今度は原則通り通達上の評価との乖離分について相続税が課税されそうな気がします。結局総則 6 項の明確な基準が設定されない限り、また同様の裁判が起きるのではないかと思います。

## 編入試験

世間では大谷翔平選手が出場するワールドシリーズの話題で持ち切りです。10月31日の執筆時点では、大谷選手の所属するナショナルリーグ王者のロサンゼルス・ドジャースが、アメリカンリーグ王者のニューヨーク・ヤンキースに対し3勝1敗とリードしています(国土ニュース11月号発行日には優勝チームが決定しているはずです)。今年史上初の50本塁打・50盗塁を始め、個人タイトルを総なめにした大谷選手が、MLBに移籍後7年目にして初めて出場したプレイオフで、いきなりの世界一になれるのでしょうか。東西の名門チームの対決は実に45年振りです。この歴史的な対決に移籍初年度で出場できる大谷選手は相変わらず「もって」いますね。

さて、そんな中、日本の将棋界でも歴史的な偉業が達成されるかもしれない戦いの最中なのですが、皆さんご存じですか。藤井聡太名人が8冠にでも返り咲くのかしら?いえいえ、そうではありません。実は、史上初、「女性棋士」が誕生するかもしれないのです。

あれ?女流棋士っているよねと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、女流棋士と棋士は異なります。棋士(きし)とは日本将棋連盟に所属し棋戦に参加する者を指し、女性限定の制度による「女流棋士」は、正確に言うと棋士ではありません。

棋士になるためには、通常、新進棋士奨励会(日本将棋連盟のプロ棋士養成機関:以下奨励会)に入会する必要があります。入会するための要件としては、毎年試験



が実施される年の8月31日時点で19歳以下であり、日本将棋連盟の正会員の棋士等を師匠として受験の推薦を得たものに限るとし、1次試験は受験者同士で対局、4勝で通過、3敗で失格となります。一時通過者は最終日で奨励会員と対局し1勝で合格(その他作文と面接)となります。

入っても大変で、プロの卵うごめく奨励会の中で満26歳の誕生日を迎える三段リーグ終了までに四段に昇段出来なかったものは強制退会となります。

もう一つの道が「棋士編入試験制度」で、2014年4月に制度化されました。この制度を利用するとアマチュア選手(アマチュアは棋士と呼ばない)か女流棋士が、奨励会を経ることなく棋士への道が開けます。

受験資格は下記です。

現在の公式戦において、最も良いところから見て10勝以上、なおかつ6割5分以上の成績を収めたアマチュア・女流棋士の希望者

以下に定める公式戦において、所定の成績を収めた場合

- ・竜王ランキング戦 優勝
- ・王位戦 挑戦者決定リーグ入り
- ・王座戦 挑戦者決定トーナメントベスト8
- ・棋王戦 挑戦者決定トーナメントベスト8

- ・棋聖戦 決勝トーナメントベスト8
- ・朝日杯将棋オープン戦 本戦トーナメントベスト4
- ・銀河戦 決勝トーナメントベスト4
- ・NK杯戦 本戦トーナメントベスト4
- ・新人王戦 優勝、かつ、四段以上の正会員の推薦のある者

上記の基準を満たした女流棋士の西山朋佳(にしやまともか)女流三冠(白玲・女王・女流王将)が今まさに編入試験に臨んでいます。

試験内容は棋士との5番勝負です。試験官は新四段5名を棋士番号(棋士歴の浅いもの)順に選出されます。この5番勝負により3勝した場合、次の4月1日付、または10月1日付で四段(=棋士)となれます。既に2局まで終了しており、1勝1敗となっています。(対戦表は下記参照 出典:日本将棋連盟)

	試験官	試験日(10時~)	試験会場
1	高橋祐二郎 四段	9月10日(火)	東京・将棋会館
2	山川泰熙 四段	10月2日(水)	東京・将棋会館
3	上野裕寿 四段	11月8日(金)	関西将棋会館
4	宮嶋健太 四段		未定
5	榎本幹太 四段		未定

昭和の俗説では「相撲と将棋はプロとアマチュアの差が最も大きい」と言われていました。

この最も厳しい壁に西山女流三冠が望んでいます。早ければ年内に「女流」棋士から「女性」棋士になった初めての棋士ということで話題になること必至です。まずは、11月8日(金)に行われる第3局が注目です。

トリニテシステム業務提携先(令和6年11月現在)

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協(伊丹・尼崎・西宮)



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本社: 03-5227-3601  
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階  
横浜支店: 045-651-2841  
名古屋支店: 052-588-2322  
関西支店: 075-212-2801  
大阪事務所: 06-6676-7330